

○財務省告示第六号
国債の発行等に關する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五
条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十二月
二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券
の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百二十八回）

二 発行の根拠
特別会計に關する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項並びに財政法（昭和二
十二年法律第三十四号）第七條
の法律及びその

三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行為れる入札

五

募方

入札発競争
価格競争
法の決定の

であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者として、
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

ロ

国債市場
特別参加
者・第I
非価格競争
者価格競争
者価格競争
者価格競争

各国債市場特別参加者ごとの
当てる。その応募額を順次割り
も申込みのうち応募額の高い
のからその応募額を順次割り
募限度額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当てる。

六

イ

入札発競争
価格競争
行額

額面金額で一兆九千二百億七千
万円の特別会計に関する法律第
四十六條第一項の規定に基づき
発行した金額で短期債に
は、額面金額で一兆六千三百億
円、財政法第七條第一項、財政
融資資金法第九條第一項並びに
特別会計に関する法律第八十三
條第一項、第九十四條第二項、
同條第四項、第九十五條第一項、
第三百三十六條第一項及び第三
十七條第一項の規定に基づき発
行した政府短期証券について
は、額面金額で二千九百九十九
億七千万円

十二	ロ	イ	十	十	九	八	七	イ	ロ	口					
償還期限	行争非者特 入価・別 札格第 発競 I	争入 札格 発競	入札 発競	償還 行争 行争	振替 單位	最低 額面 金額	行争 入札 発競	行争 入札 発競	行争 入札 発競	行争 入札 発競					
ただし、十年十二 月二十日 銀行休業日に	五厘		額面上のそれぞ れの応募価格 十五銭	額面金額につき 百円十五銭	平成二十九年十 二月二十日	す。整数倍の金 額によるものと	の記載又は記録 は、最低額面金 の記載は、最低 額は、最低額面 金額によるもの と	振替法の規定に よる振替口座簿 の記載は、最低 額は、最低額面 金額によるもの と	五万円	三千万九百三十 億四千五百五十 万円	一兆九千三百二 億三千四百四十 万円	面割引短期国債 に基いては、額	た割引短期国債 に基いては、額	条第一項の規定 に基づき発行し	特別会計に関する 法律第四十六 条第一項の規定 に基づき発行し

十 十 十 十
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償
込 者 札 所 金 還
期 参 加 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当
成 務 本 面 還 た
二 大 銀 金 金 る
十 臣 行 額 支 と
九 か 通 百 払 き
年 通 知 を 円 に は
十 知 を 受 づ け け
二 月 二 十 百 円
十 日

者

に